

寄付の禁止

次のような行為は禁止されています。

■ 政治家の寄付

政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄付をすると処罰されます。

■ 政治家に対する寄付の勧誘・要求

有権者が脅迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。

■ 政治家の関係団体の寄付

政治家が役職員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄付をすると処罰されます。

■ 後援団体の寄付

後援団体が、花輪、香典、祝儀等を出すと処罰されます。

■ 年賀状等のあいさつ状

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

■ あいさつを目的とする有料広告

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。